

## 授業動画配信等、遠隔授業実施のための「授業目的公衆送信補償金制度」について

---

2020年4月28日より改正著作権法が施行され、「授業目的公衆送信補償金制度」がスタートしました。

この制度は、営利を目的としない教育機関において、一定の額の「補償金」を「指定管理団体」に支払えば、個別に著作権者等の許諾を得ることなく、授業の過程における利用目的で必要と認められる限度で、著作物を公衆送信できるというものです。例えば、授業の動画配信や、予習・復習のための著作物の送信等が対象となります。

ただし、上記「授業目的公衆送信補償金制度」の下でも、授業目的であれば無限定で認められるというわけではなく、「必要と認められる限度」に限定され、また「著作権者の利益を不当に害する」種類、用途、部数及び態様でのご利用は認められておりませんので、ご注意ください。

上記「指定管理団体」としては、「一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会」(SARTRAS)が指定されています。そのため、この制度を利用するには、SARTRASに対する教育機関設置者の届け出が必要です。

詳しくは [SARTRAS ホームページ \(https://sartras.or.jp/\)](https://sartras.or.jp/) をご覧ください。

いかなる書店としましても、新設された「授業目的公衆送信補償金制度」を含む著作権法の趣旨に則り、以下の方針の通り、ご採用教材を動画配信や公衆送信でご利用いただくことを認めますので、ご確認ください。

1. ご採用頂いている教材であれば、教材を購入済の学生のみを対象とした、授業のために必要な限度で、公衆送信を認めます。例えば、授業の動画配信の際に教材をご活用されること、予習復習のために教材の一部を利用することを認めます。

ただし、「著作権者の利益を不当に害する」態様での公衆送信は認められません。

具体的には、一括又は数回に分けて、結果的に教材丸ごと一冊分をデータ提供

するようなことは、できません。

その他、どのような行為が許されないかの具体例については、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が発表する「[改正著作権法第 35 条運用指針\(令和 2\(2020\)年度版\)](https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf)」<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf>」に準拠しますので、ご参照ください。

2. 「補償金」につきましては、2020 年 4 月 28 日～2021 年 3 月 31 日までに限り、無償となります。

なお、「授業目的公衆送信補償金制度」施行後の実際の運用状況に鑑み、上記方針が変更される場合もございますので、ご了承ください。

2020 年 4 月 30 日  
いいずな書店